

# 日赤薬剤師会会則

## 第一章 総 則

- 第1条 本会は日赤薬剤師会という。(創立日 昭和27年9月)
- 第2条 本会は日本赤十字社に勤務する薬剤師を以って組織する。
- 第3条 本会の事務所は東京都渋谷区広尾4丁目1-22  
日本赤十字社医療センター薬剤部内におく。

## 第二章 目的および事業

- 第4条 本会は日本赤十字社に勤務する薬剤師の学識技術の向上、社会的地位と業務一般の改善を図り併せて会員相互の親睦を計り社会福祉の増進に寄与すること、スケールメリットを活かすため日本赤十字本社との連携強化を行うことを目的とする。
- 第5条 本会は前条の目的を達成するために、次の事業を行う。
1. 学術の進歩と学識技能の向上に関する事項
  2. 薬剤師の地位向上に関する事項
  3. 薬剤部業務並びに薬剤師の関与する検査部業務、血液センター業務及び合理化に関する事項
  4. 医薬品の安全性、有用性に関する情報の収集と検査
  5. 医、薬学会、講演会、研修会に関する事項
  6. 研究、調査に関する事項
  7. 会誌、会報の発行に関する事項
  8. 関係諸団体との連絡協力に関する事項
  9. 日本赤十字本社との連携強化に関する事項
  10. そのほか目的達成に必要な事項

## 第三章 会 員

- 第6条 本会の会員を分けて正会員、特別会員、名誉会員とする。
- 第7条 正会員は日本赤十字社に勤務する薬剤師を以ってする。
- 第8条 正会員は本会の定める会費及び負担金を支払う義務を負う。
- 2 会費、負担金の額は総会において定める。
  - 3 既納の会費、負担金は理由の如何に問わずこれを返還しない。
- 第9条 正当な理由なくして、会費の納入を6ヵ月以上怠り、且つ催促に応じないものは退会したものとみなすことができる。
- 第10条 特別会員は退職等によって正会員の資格を失ったものであって、本会が別に定める会費を納める個人とする。

第 11 条 名誉会員は、本会に特に顕著な功績のあったもののうちから理事会の推薦と総会の承認を経て会長が委嘱したものである。

第 12 条 この章で定めるもののほか、会員に関し必要な事項は会則施行細則に定める。

#### 第四章 役員及びその他の機関

第 13 条 本会に次の役員をおく。

- |        |                                   |
|--------|-----------------------------------|
| 会 長    | 1 名                               |
| 副会長    | (うち 1 名は血液センター部門)                 |
| ブロック理事 | 7 ブロックより各 2 名 (各 1 名をブロック代表理事とする) |
| 会長指名理事 | 若干名                               |
| 監 事    | 2 名                               |

第 14 条 会長は本会を代表して会務を総括する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会務の責任を分掌する。
- 3 会長指名理事は会長および副会長を補佐し、会務を分掌する。
- 4 ブロック理事は会長および副会長を補佐し会務を処理する。
- 5 副会長は会長に事故あるときは、あらかじめ会長の定める順位により会長の職務を代理する。
- 6 監事は本会の会務および会計を監査する。
- 7 監事は毎年、その監査の結果を総会に報告しなければならない。
- 8 監事は理事を兼任することが出来ない。

第 15 条 会長、監事は総会において正会員中より選出する。

第 16 条 副会長は会長が正会員中より委嘱する。

- 2 ブロック理事は、北海道、東北、東部、中部、近畿、中・四国、九州の各ブロックを単位として 2 名選出し、会長指名理事若干名は会長が委嘱する。
- 3 ブロック代表理事は各ブロック理事より選出し会長が委嘱する。

第 17 条 役員の任期は 2 カ年とする。但し再任を妨げない。

- 2 補欠により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は任期満了後も後任者が就任するまではその職務を行う。

第 18 条 本会に顧問をおくことができる。

- 2 顧問は理事会の承認を得て、会長が委嘱する。
- 3 顧問は会の運営に関し、会長のもとに依りて隨時意見を述べるすることができる。その任期は委嘱した会長の在任期間とする。

#### 第五章 会 議

第 19 条 会議を分けて総会、理事会、会務執行部会および専門委員会とする。

第 20 条 総会は通常総会および臨時総会とする。

- 2 通常総会は毎年 1 回会長が招集する。総会の招集にあたってはホームページに掲載すること。

- 3 会長は必要あると認めるときは臨時総会を招集することができる。
- 4 正会員の5分の1以上、もしくは監事の連名又はブロック理事4分の3以上の決議により、会議に附議すべき事項を示して臨時総会を招集すべき旨の請求があった時は、会長はすみやかにこれを招集しなければならない。
- 5 会長が正当な理由なく前項の請求があった後2カ月以内に臨時総会招集の手続を行わないときは、請求者は総会を招集することができる。
- 6 大規模な災害や感染症の流行等の緊急事態においては、緊急理事会の迅速審議により、予定している総会の中止、延期、メールやWEB審議への切り替え等を決定することができる。なお、緊急的な判断であることや財務状況を鑑み、当会では、いかなる理由においても参加者の旅費等に対する補償は、一律行わないこととする。

第21条 次に掲げる事項は総会の議決又は承認を得なければならない。

- (1) 会則の変更
- (2) 事業報告と事業計画
- (3) 予算と決算
- (4) 会費および負担金額の決定
- (5) その他本会運営に関する重要事項

第22条 総会は正会員現在数4分の1以上の出席がなければ開会することができない。

第23条 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は他の正会員を代理人として表決を委任することが出来る。この場合において表決委任者は会議に出席したものとみなす。

第24条 総会の議事については次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- ①総会の日時および場所
- ②正会員の現在数
- ③総会の出席者数及び役員の氏名
- ④議決承認事項
- ⑤議事の経過および要領ならびに発言者の発言要旨
- ⑥議事録は議事録署名人2人が署名しなければならない
- ⑦議事録署名人の選任に関する事項

第25条 総会の議長、副議長は出席正会員のうちから各1名を選出する。

- 2 総会の議決および承認は出席正会員の2分の1以上により決する。可否同数のときは議長が決める。ただし、会則の変更については出席正会員の3分2以上の同意を得なければならない。

第26条 本会に理事会をおく。

理事会は会長、副会長、ブロック理事、会長指名理事、監事を以って組織する。

第27条 理事会は理事半数以上が出席しなければ開くことができない。

- 2 理事会は会長が必要と認めるときは随時招集し、会長が議事を取り行う。
- 3 理事の過半数または監事から理事会の招集があったときは、会長はできるだけ早く招集をしなければならない。
- 4 理事会の必要な細則は別に定める。
- 5 会長が、迅速審議の必要があると判断した場合、緊急理事会をメール等で開催することができる。その際、緊急理事会のメンバーは、会長、副会長、ブロック代表理事、会長指名理事、監事を以って組織する。
- 6 大規模な災害や感染症の流行等の緊急事態においては、緊急理事会の迅速審議により、予定している全国理事会や日赤薬剤師会が開催する研修会等の中止、延期、メールやWEB審議への切り

替え等を決定することができる。なお、緊急的な判断であることや財務状況を鑑み、当会では、いかなる理由においても参加者の旅費等に対する補償は、一律行わないこととする。

第 28 条 次の事項は理事会の議決または承認を必要とする。

- (1) 総会の招集およびこれに附随する事項
- (2) 会則改正案および会則施行細則の制定および改正
- (3) 事業報告案および事業計画案
- (4) 歳入歳出の予算案、決算案ならび財産目録
- (5) 会費および負担金額案
- (6) 顧問の委嘱
- (7) 功労者の表彰
- (8) 寄付金の收受
- (9) その他の重要事項

2 総会を開く時間のない場合の緊急重要事項について議決した場合は次期総会において承認を受けなくてはならない。

第 29 条 理事会の議決、承認は出席理事の 2 分の 1 以上の同意を得て決める。可否同数の時は議長が決める。

第 30 条 監事は理事会に出席して質問又は意見を述べることができる。但し表決には加わることができない。

第 31 条 本会に会務執行部会をおく。

2 会務執行部会は会長、副会長および会長指名理事を以って組織し、必要に応じ、ブロック理事等を招聘する。

第 32 条 会務執行部会は常務を処理し、会長は必要な時に随時招集し、その議長となる。

2 会務執行部会の必要な細則は別に定める。

第 33 条 本会に専門委員会をおくことができる。

2 専門委員会は専門委員を以って組織する。

3 専門委員会の種類、構成及び任務その他の必要な事項は細則で決める。

第 34 条 この章に定めるもののほか理事会、会務執行部会に関し必要な細則は各々の会議が議決を経て決める。

## 第六章 ブロック薬剤師会

第 35 条 本会にブロック薬剤師会をおく。

2 ブロック薬剤師会は当該地区に勤務する正会員を以って組織する。

3 ブロック薬剤師会の地区の区分は別に定める。

第 36 条 ブロック薬剤師会は本会の重要事項及び事業運営について連絡協議すると共に、本会の目的達成のための事業について地区的活動を行う。

第 37 条 この章に定めるもののほかブロック薬剤師会に関し必要な細則は別に定める。

## 第七章 会計及び財産

- 第 38 条 本会の会計年度は毎年 4 月 1 日始まり翌年 3 月 31 日に終る。  
但し、総会及び臨床薬学研修会（3 月開催）等、会計監査終了後に発生した会計処理は次年度の会計に組み込むこととする。
- 第 39 条 本会の経費は会費、負担金、特別会員費、寄付金およびその他の収入を以ってあてる。
- 第 40 条 会計年度において決算上剰余金を生じたときは翌会計年度に繰り越すものとする。
- 第 41 条 用途を決めて寄付された金品はその用途に用い、それ以外のものは理事会に諮って用途を決める。
- 第 42 条 財産の管理および会計に関する規則は本章に定めるもののほか、理事会の議決を経て別に定める。

## 第八章 会則の変更及び解散

- 第 42 条 この会則は総会において出席正会員の 3 分の 2 以上の同意がなければ変更できない。
- 第 43 条 本会は総会において出席正会員の 3 分の 2 以上の同意がなければ解散できない。

## 附 則

1. この会則は 2020 年 4 月 1 日より施行する。